

川内港市内産品等リーファーコンテナ輸出促進補助金交付要綱

(令和2年薩摩川内市貿易振興協会規程第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、川内港の利用促進及び「薩摩川内市内産品及び薩摩國広域輸出促進協議会産品」(以下「市内産品等」という。)の海外販路開拓・拡大を図るため、川内港を利用するリーファーコンテナ(※1)を仕立て、その輸出に要する経費の補助金に関し、必要な事項を定める。

※1 上記リーファーコンテナとは以下のとおりとする。

(リーファーコンテナ：温度管理が可能なコンテナ、CAコンテナ：温度管理及び空気成分の管理が可能なコンテナ)

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

(1) 川内港を利用すること。

(2) 市内産品等(薩摩川内市及び薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体内で収穫、生産又は製造された食品衛生法第4条に規定する食品)をリーファーコンテナに仕立て、輸出すること。

なお、補助対象者は、1つのリーファーコンテナにつき1つの事業所等に限ることとし、利用運送事業者(第2種)による混載サービスを受けた者は、対象外とする。

(補助対象期間)

第3条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる金額とする。

2 補助金の交付は、交付申請の受付順とし、予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市貿易振興協会(以下「協会」という。)に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) その他協会が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、協会が別に定める日とする。

(決定の通知)

第6条 協会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)によるものとする。

(事業の実施報告)

第7条 補助申請者は、事業完了の日から30日以内又は協会が指定する日のいずれかの早い期日までに、実績報告書(別記第4号様式)に、次の各号に定める必要書類を

添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 輸出品目内訳書（別紙2）
- (3) 船荷証券（B/L）の写し
- (4) 輸出許可通知書
- (5) 送り状（Invoice）の写し
- (6) パッキングリストの写し
- (7) 輸出品の納品書、販売証明書等市内産品であることを証明できる書類
- (8) その他協会が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第8条 協会は、前条の規定により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、補助金の交付を決定するとともに、額の確定を行い、交付確定通知書（別記第5号様式）により補助申請者に通知する。

（補助金の交付）

第9条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

2 補助金の請求は、補助金交付請求書（別記第6号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第10条 協会は、補助金の交付を受けた事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に係る必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

市内産品等が占める割合(※)	1リーファーコンテナ当たり
50%以上	90,000円
25%以上 50%未満	60,000円
10%以上 25%未満	30,000円

※市内産品が占める割合については、コンテナ内における GROSS WEIGHT
（梱包材を含めた総重量）にて計算